

建技管第317号
令和8年4月21日

事業者各位

建設局技術管理課長

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコスト等の取引価格を反映した単品スライド条項の弾力的な運用について(通知)

さいたま市発注の建設工事においては、賃金や工事材料の価格に著しい変動が生じた場合に、さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条(スライド条項)の規定に基づく請負代金額の変更を行うこととしており、同規定の適切な運用については、令和8年4月8日付けで庁内関係部署に通知したところです。

単品スライドについては、さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアルにより行うこととしており、請求時期は工期末の2か月前までを原則としております。

昨今の中東情勢の変化等による原材料価格等の取引価格が急激に上昇している現状を踏まえ、工期末の2か月未満であっても請求を可能とするなど、弾力的な運用を行うよう庁内関係部署に通知しましたので、参考にお知らせいたします。

担当 建設局 技術管理課

土木積算係 大橋、金原

直通 048-829-1516

内線 3597

建築積算係 白井、出田

直通 048-829-1514

内線 3591

FAX 048-829-1988

E-mail gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp